

令和2年1月号

【発行元】

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会
〒501-3246

関市緑ヶ丘2-5-78

TEL : 0120-337-301

FAX : 0575-24-5733

月刊 あったかいご通信

月刊「あったかいご通信」を発行する土地活用研究会は、地域密着の建設会社が福祉施設の開業をサポートする全国50社の国内最大級のネットワークです。毎月、業界の最新情報や成功事例をお届けします。業界全般の最新情報や経営のコツ、利用者募集や人材マネジメントなどリクエストも大歓迎です！

※記事引用 ・厚生労働省 ・国土交通省 ・㈱官公通信社 ・高齢者住宅新聞社 ・福祉新聞 ・日本経済新聞 他

地域共生社会へ「交流」と「参加」の機会を創出し、市町村の新事業の骨子



AKB48の「恋するフォーチュンクッキー」に合わせて踊った（右端に立つのが濱田さん）

厚生労働省は11月18日、地域共生社会の構築に向けた、市町村による新たな事業の骨子を明らかにした。「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」の三つを一体的に実施できるように交付金を設ける。

新事業は社会福祉法に市町村の任意事業として位置付ける方針。2020年の通常国会に改正法案を提出する。

新事業の骨子は、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」に、最終報告の素案として示した。

新事業は、18年4月施行の改正社会福祉法が、市町村の努力義務とした「包括的な支援体制の構築」を後押しするもの。複合的な生活課題を抱えながら、制度のはざまに埋もれがちな人や家庭を把握することが主な狙いだ。

そのため、相談支援体制は「多機関連携」と、つながり続けることを目指す「伴走型支援」を強化する。既存の相談支援事業を再編し、横断的に漏らさず対応できるようにすることから「断らない相談支援」と呼ぶ。

「参加支援」は、就労、住まい、学習など多様な形の社会参加を促すもの。既存制度に該当するメニューがない場合は、生活困窮者自立支援制度の任意事業に位置付ける。

新事業のうち市町村の総合力が最も問われそうなのが、「地域づくり」だ。住民同士の助け合い活動の呼び水となる「交流」や「参加」を活性化することが柱だ。そのための居場所の確保や、コーディネート機能が重要になる。

「交流」や「参加」は福祉の枠にとどまるものではないため、素案は「他の政策領域において、親和性の高い理念を掲げて進められている施策と連携を図ることが重要」と明記。例えば、障害者文化芸術活動推進法（文部科学省）と結びつけた事業として、横浜市で11月中旬に開催された、普段は異なる法人の障害福祉サービス事業所に通う人が、企画を練って集う「ありそうだけどなかった文化祭」。精神障害者ら14人が手品、三線、ダンス、詩の朗読などを披露。

このような活動は自治体での基本計画の作成が努力義務とされているが策定しているのはごく一部である。改正法案後の動きに注目だ。